

設 立 趣 旨

峠工房は、神奈川県横浜市神奈川区の公立中学校で、自ら作った特殊学級の担任をしていた創業者・松本 威が、知的障害者の生徒たちの最終学歴が中学であることを重く受けとめ、もっと時間をかければ社会に送り出せる、又は、一旦世に出てもつまずいて落ちこぼれてしまう生徒たちをなんとかしたいと考えて、昭和44年（1969年）に、障害者教育訓練施設として開設いたしました。当時、知的障害児たちの中学特殊学級卒業後の進路が殆ど閉ざされている時代に、労働（作業）・生活・学習を三本柱として、密接に連携をとり、生まれ育った地域社会での自立を目指す理念で出発しましたが、当時の法律にあわず、やむなく認可不可のまま動き出しました。その後も行政側と陳情や話し合いを重ねましたが解決せず、公的な助成一切なしで継続していくことを選ばざるを得ませんでした。無認可であることのフットワークの軽さやタイミングの良い動き、周辺（地域）への働きかけや、バリアのない行事の実施など、峠でなければできないこと、峠だからこそできること、人間にとって本当に必要なことを追求して行こうと決め、以後、一貫した理念のもとに必要なことを必要な人へと障害を持つ人たちと向き合い続けています。

2004年ごろより、軽度発達障害児（者）との関わりを深め、2005年から2006年にかけて集中的に実施した個別対応のコミュニケーション教室により、個々の対象者に合わせた教材指導が、大きな成長を促し、学校教育現場という集団の中での変容にも繋がっていることを実感しています。現在は生活塾と改称継続し、学外支援に力を入れています。濃い関係を結んで導き出された方針は次のようなものです。

- ① コミュニケーション能力を培い、育てる。
- ② 国語力を磨く。
- ③ 小さな社会体験を積み重ねる。
- ④ 社会で通用する技能を身につけるための支援。

この方針は、コミュニケーション力、言語表現力が弱い子どもが増えているという一般的な状況にもあてはまることなどから、「小・中学生放課後くらぶ」として、居場所提供、見守りを兼ねて放課後支援事業的役割も果たしています。

また自在に対応できるという利点もあり、集団生活を拒むタイプの不登校生の居場所としても利用されています。

個人事業として、できる限りの努力はして来ても、常に「このままではいけない」という思いはあり、2003年新年には、法人格取得について、協力会会長と話し合いましたが、日々の訓練、資金繰り、仕事の開発、日常のこまごまとした事務などに忙殺され、5年も無為に過ぎてしまいました。しかし軽度発達障害に対する支援の手薄さ等の事情から、峠工房を頼りにする親子が増え、園長個人に突発的な何かがあっても、峠工房が存続するような体制作りを急がねばと痛感し、NPO法人格取得に動き出した次第です。

法人格を持つことにより、社会的信用度を深め、維持・運営の安定を図るとともに、峠工房の理念、「地域で生きることを中心に据えて、その人なりの自立をめざす教育・訓練、ひとりひとりと向き合った精神的支援」を継続していける体制を実現し、今まで以上に、「ともに生きる社会」があたりまえの社会だという概念を広めて行きたいと考えております。

平成21年 7月 5日

法人の名称 特定非営利活動法人 峠工房